

NPO 法人せいしとらんし熊本 会員規約

第1条(目的)

NPO 法人せいしとらんし熊本（以下「当法人」という）は、正会員、賛助会員、団体会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

第2条(会員の定義)

1. 正会員とは、当法人の趣旨目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加できる個人の会員をいう。
2. 賛助会員とは、当法人の趣旨目的に賛同し、各種活動を資金的に支援する意思をもつ個人の会員をいう。
3. 団体会員とは、当法人の趣旨目的に賛同し、当法人活動を主に資金的に支援する意思をもつ法人、任意団体等の会員をいう。

第3条（入会）

入会の申し込みをする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に提出することとする。入会金及び年会費は振込による受付のみとし、入会金及び年会費の振込を事務局が確認した日をもって入会の成立とする。

第4条（入会金）

入会金は次のように定める。

- (1) 正会員 入会金なし
- (2) 賛助会員 入会金なし
- (3) 団体会員 入会金なし

第5条（年会費）

年会費は次のように定める。

- (1) 正会員 年会費 5,000 円
- (2) 賛助会員 年会費 3,000 円～の自由会費
- (3) 団体会員 年会費 20,000 円～の自由会費

第6条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 暴力団関係者、または反社会勢力に与する者であった場合

第7条（会員資格及び有効期間）

当法人の正会員、賛助会員、企業会員の会員資格及び有効期間は次の通りとする。

- (1) 正会員、賛助会員、団体会員の資格有効期間は、当法人決算月末日（毎年3月31日）までとする。
- (2) 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。
- (3) 正会員、賛助会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし第三者への資格継承はできないものとする。
- (4) 団体会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって当法人に通知する必要がある。
- (5) 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

第8条（表決権）

総会は、当法人定款に定めるとおり正会員をもって構成し、賛助会員、団体会員は議決権を有さない。

第9条（会員情報の変更）

1. 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。
2. 前項の届出がなく会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切責任を負わないものとする。

第10条（会員資格の停止・除名）

当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止、または総会の議決により除名することができる。

この場合、当法人は当該会員に対し、支払い済みの会費等の金員を返還しないこととする。

- (1) 当法人の定款に違反したとき
- (2) 会費が支払われないとき
- (3) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (4) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (5) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (6) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (7) 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- (8) この会員規約に違反した場合
- (9) その他、当法人が会員として不相当と判断した場合

第 11 条（退会）

会員は当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第 12 条（抛出金品の不返還）

既に納入した入会金及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 13 条（会員特典）

会員は、広報的利用など、理事会が別に定める特典を優先的に受けることができるものとする。

第 14 条（損害賠償）

1. 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。

第 15 条（規定の追加）

1. 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。

(附則) 本規約は 2019 年 11 月 11 日より実施します。

(附則) 2020 年 6 月 6 日改定